

## 三島市ごみの不法投棄等防止条例施行規則

平成 10 年 3 月 5 日規則第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、三島市ごみの不法投棄等防止条例（平成 9 年三島市条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

**第 2 条** 条例第 2 条第 4 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 形状は、安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。
- (3) 容積は、当該自動販売機で販売する容器入り飲料等の容器包装を収納するための十分な大きさが確保されていること。

(回収容器の設置場所)

**第 3 条** 条例第 4 条第 3 項の規定による回収容器の設置の場所は、当該自動販売機の設置の場所から 5 メートル以内の場所で、かつ、利用しやすい位置とする。

(届出を要しない自動販売機)

**第 4 条** 条例第 6 条第 1 項の規則で定める自動販売機は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機で、当該工場、事務所等の関係者以外利用することができないもの
- (2) 建物の内部に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの（市長が特に必要と認めるものを除く。）

(自動販売機の届出)

**第 5 条** 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、様式第 1 号による自動販売機設置届出書を 2 部提出して行うものとする。

2 条例第 6 条第 2 項の規定による届出は、様式第 2 号による自動販売機変更（廃止）届出書を 2 部提出して行うものとする。

3 市長は、前 2 項の届出書を受け付けたときは、届出済印を押し、その 1 部を当該届出者に返付するものとする。

**第 6 条** 条例第 6 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 自動販売機で販売する飲料等の種類及びその容器の種類
- (4) 回収容器の管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (5) 回収容器の材質、容積及び数

(6) 自動販売機及び回収容器の設置の場所の見取図

(軽微な変更)

**第7条** 条例第6条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 自動販売機の設置の場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内において当該届出に係る場所から5メートル以内のもの

(2) 回収容器の設置の場所の変更

(3) 自動販売機で販売する飲料等の種類の変更及びその容器の種類の変更

(4) 回収容器の材質、容積及び数の変更

(承継の届出)

**第8条** 条例第7条第3項の規定による届出は、様式第3号による自動販売機承継届出書を2部提出して行うものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(届出済証の交付)

**第9条** 市長は、条例第8条第1項の規定により届出済証を交付しようとするときは、様式第4号による自動販売機設置届出済証により行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による届出は、様式第5号による自動販売機設置届出済証紛失(損傷)届出書を2部提出して行うものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(勧告の手続)

**第10条** 条例第11条第1項に規定する勧告は、様式第6号による勧告書により行うものとする。

(身分証明書)

**第11条** 条例第12条第2項の証明書は、様式第7号による身分証明書とする。

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。